

秋田市告示第66号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区間

| 道路の種別 | 路線名    | 指定区間                                 | 総延長<br>(m) |
|-------|--------|--------------------------------------|------------|
| 市道    | 蓮沼手形山線 | 自：秋田市広面字蓮沼85番1地先<br>至：秋田市広面字蓮沼56番3地先 | 720        |

2 縦覧期間

令和5年3月13日から同年4月3日まで。

ただし、土曜日、日曜日および国民の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで